

様式 1

令和5年度 平戸市立生月中学校 運動部活動に係る活動方針

スポーツ医・科学的見地から

・ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすること」が望ましい。(公益財団法人 日本スポーツ協会)

スポーツ庁

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

県教育委員会

長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン

平戸市教育委員会

平戸市運動部活動の在り方に関するガイドライン

- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や生徒の発育・発達過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目の特性を踏まえつつ、運動部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

運動部活動に係る学校の実情等

【運動部活動】※どちらかに○印を

- (○) 希望制
() 全員部活動制

【運動部の設置状況及び部員数】

- サッカー部 (13) 人
- 女子ソフトテニス部 (10) 人
- 女子バスケットボール部 (10) 人
- 男子卓球部 (15) 人
- 女子卓球部 (1) 人
- 男子剣道部 (7) 人
- 女子剣道部 (3) 人
- 男子空手道部 (12) 人
- 女子空手道部 (9) 人

【生徒や保護者、地域の実情】

生徒は部活動に対する意識が高く、意欲的に活動している。
保護者も部活動や社会体育に対して協力的である。
空手道部と剣道部は社会体育として実施している。

本校の活動方針

【部活動のねらい】

- 生徒の体力向上や文化的教養を高めることを目標に、豊かなふれあいのある人間関係の中で自主的・自治的活動に喜びをもって取り組む活動をめざす。
- ルールを守るとともに勝敗に対して公平な態度を養い、強靱な精神を養う。

【休養日及び活動時間】

- 活動時間は、平日は2時間程度、週休日及び長期休業日は3時間程度とする。
- 毎週木曜日及び土・日のどちらかの曜日は部活動休養日とする。ただし、土・日のどちらかに大会等がある場合は、各部の判断で、翌週に休養日を設ける。
- 家庭の日(第3日曜日)は、ノー部活動デーとする。

【活動計画立案(大会参加の目安を含む)及び提出と公開】

- 部活動顧問が活動計画を作成し校長の承認を受ける。また、保護者や生徒へ活動計画を知らせる。
- 大会参加の目安は、中総体・新人大会を含め、年間9回程度とする。

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

- 年度当初に校長・教頭、PTA会長、部活動顧問・外部指導者、保護者会長で「部活動三者会」を開催し、部活動のねらいや活動方針等の確認を行う。

【熱中症等の事故防止について】

- 活動時は、原則として部活動顧問や外部指導者等が活動に立ち会う。
- 休憩と水分補給を十分に摂らせ、気温等、状況に応じて活動を中止する。